

## 岐阜県医療機関エネルギーコスト削減推進事業費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、病院等（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）をいう。以下同じ。）のエネルギーコストの削減を促進することにより、持続可能な経営構造への転換及び燃料費の高騰による施設の負担軽減を図るため、病院等の開設者（以下「補助事業者」という。）が実施する省エネルギー効果の高い設備への更新に要する経費に対して、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人
- (5) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人
- (9) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、無資格受給又は不正受給を行った者
- (10) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、国、岐阜県又はその他の地方公共団体からの返還依頼等に応じていない者
- (11) 法令等に違反した者又は法令等に基づく知事の処分に違反した者
- (12) 第4条の規定による申請をした者に対し知事が行う現地確認及び書類の提出の求めに応じない者
- (13) 前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨、目的等に照らして適当でないと知事が認める者

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表1に定める省エネルギー効果の高い設備に更新する事業とする。ただし、更新前の設備が同表の省エネルギーに関する基準等の欄に掲げる基準等を満たしている場合には、補助対象事業としない。

2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助上限額及び補助金の額は、別表2に掲げるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 過剰であるとみなされるもの又は予備若しくは将来に使用するものに要する経費
- (2) 中古の設備の導入に係る経費
- (3) 諸経費(リース料、保証料等)
- (4) 消費税及び地方消費税
- (5) 規則第5条の規定による交付決定のあった日前に締結した契約に係るものに要する経費(第4条の2第1項の規定による事前着手の承認を得た場合を除く。)

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助対象事業の着手時期)

第4条の2 補助対象事業の着手時期は、原則として規則第5条の規定による交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、補助金交付申請書に事前着手理由書(別記第1号の2様式)を添付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助事業者は、補助対象事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更(20%未満の変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業の内容の変更(20%未満の減額を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

- (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
  - (6) この補助金と補助対象経費を重複して、他の法律又は予算制度による国又は県の負担金又は補助金の交付を受けないこと。
  - (7) 補助対象事業を行うために締結する契約は、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。ただし、補助事業者が市町村である場合は、当該市町村の契約手続の取扱いに準拠すること。
  - (8) 補助対象事業を行うために締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該事業を一括して第三者に再委託をし、又は請け負わせることを承諾しないこと。
  - (9) 県が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。
- 2 前項第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書（別記第2号様式）
  - (2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第3号様式）
  - (3) 前項第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）

（申請の取下げ）

第6条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

（状況報告等）

第7条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、事業の実施状況に関し必要な報告を求め、調査し、又は指示することができる。

（実績報告）

第8条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該完了の日の属する年度の2月28日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付時期等）

第9条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第6号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除等)

- 第10条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

- 第11条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。
- (1) 不動産及びその従物
- (2) 単価50万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合にあつては、30万円以上）の機械及び器具
- (3) その他知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの
- 2 知事は、前項に規定する財産を補助事業者が知事の承認を受けて処分する場合においては、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月17日付け医政発第0417001号厚生労働省医政局長通知）第4の規定の例により算定した額を補助事業者に納付させることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

- 第12条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間（補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあつては、当該期間の末日の属する年度の末日まで）とする。

(立入検査等)

- 第12条の2 知事は、この要綱に基づく補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は当該事務担当職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別

に定める。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1 (第3条関係)

設備区分	対象区分	設備の種別	規格	概要	省エネルギーに関する基準等
空調・換気設備	更新	業務用エアコン	JIS B8616 (パッケージエアコンディショナ)	室内の快適な空気調和を目的とし、空気の循環によって冷房(暖房を兼ねるものを含む。)を行う、主として業務用の建物に用いられるように設計・製作されたエアコンディショナ(冷房専用、冷房・暖房兼用及び冷房・電熱装置暖房兼用の総称)であって、電動式の圧縮機、室内・室外熱交換器、送風機などを一つ又は二つのキャビネットに収納したもので、空冷式のものと及び水冷式のもののうち、定格冷房標準能力が56kW 以下のもの。	現行の省エネ基準達成率100%以上※
		一般用エアコン	JIS C9612 (ルームエアコンディショナ)	室内の快適な空気調和を目的とし、冷房、並びに空気の循環及び除塵を行うルームエアコンディショナ(暖房を兼ねるものを含む。)であり、圧縮式冷凍機・送風機などを一つのキャビネットに内蔵した一体形で定格冷房能力が10kW以下のもの、圧縮式冷凍機・送風機などを二つのキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に一台の室内機を接続した定格冷房能力が10kW 以下のもの、又は圧縮式冷凍機・送風機などを三つ以上のキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に二台以上の室内機を接続した定格冷房能力が28kW 以下のもの。	現行の省エネ基準達成率100%以上※
		換気装置(熱交換型)	JIS B8628 (全熱交換器)で定める全熱交換器単体又は全熱交換・換気ユニット	居住空間などの快適な空気調和における省エネルギーを目的とした、補助加熱(霜取りを除く。)、冷却、加湿又は除湿部を除いた、給気及び排気の間で空気中の熱及び水分の交換を行う、空気対空気の熱交換器を備えたもの。	熱交換率(全熱交換効率)60%以上
		温風暖房機・ジェットヒーター	JIS A4003 (温風暖房機) JIS B8416 (業務用油だき可搬形ヒータ)	(温風暖房機) 主として暖房に用いる灯油、重油、都市ガス又は液化石油ガスを燃料とする定格暖房能力18.6kW 以上のもの。 (業務用油だき可搬形ヒータ) 灯油、軽油又は重油を燃料とし、燃料消費量が0.7kg/h 以上9kg/h 以下の主として業務用に用いる車輪・持運び用の取っ手などがついている移動が容易な構造のヒータであり、据置形でないもの。	最大効率[熱出力又は有効発熱量(kW)/燃料消費量(kW換算)]85%以上
照明設備	更新	業務用LED照明器具(人感センサー付きのものを含む)	JIS C8106 (施設用LED照明器具・施設用蛍光灯器具)で定める施設用LED照明器具	施設の全般照明に使用する入力電圧が交流300V以下の差込みプラグ・引掛けシーリングローゼットなどの接続器を使用しないで、電源の電線を接続するLED光源を主光源とする照明器具及びライティングダクトに接続するためのプラグをもつライティングダクト用のLED光源を主光源とした照明器具(一般用照明器具、移動灯器具、道路及び街路照明器具・投光器、電球形LEDランプを使用した照明器具を除く。)	現行の省エネ基準達成率100%以上※
		一般用LED照明器具(人感センサー付きのものを含む)	JIS C8115 (家庭用LED照明器具・家庭用蛍光灯器具)で定める家庭用LED照明器具	主として家庭で用いる入力電圧が交流100Vの電源に差込みプラグ・引掛シーリングローゼットなどによって容易に接続できるLED光源を主光源とする照明器具(防水照明器具、移動灯器具、電球形LEDランプを使用した照明器具を除く。)	現行の省エネ基準達成率100%以上※
冷蔵・冷凍設備	更新	業務用冷蔵・冷凍庫	JIS B8630 (業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫-特性及び試験方法)で定める業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	密閉形圧縮機冷却装置と貯蔵室を構成する箱体とを一体とした定格内容積2,000L以下で汎用性のある量産された業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫(電気以外のエネルギー源で作動する業務用冷却機器を除く。)	現行の省エネ基準達成率100%以上※
		一般用冷凍・冷蔵庫	JIS C9607 (電気冷蔵庫及び電気冷凍庫)	圧縮式冷凍機と貯蔵室とで構成する箱体を一体とした定格内容積800L 以下の家庭用電気冷蔵庫及び定格内容積600L 以下の家庭用電気冷凍庫	現行の省エネ基準達成率100%以上※

別表1 (第3条関係)

設備区分	対象区分	設備の種別	規格	概要	省エネルギーに関する基準等
恒温設備	更新	チラー（冷却水循環装置）	JIS B8613（ウォータチリングユニット）、空気調和用に供するもの以外の水又はブラインを用いるチリングユニット	容積形電動圧縮機・蒸発器・凝縮器などによって冷凍サイクルを構成し、水の冷却又は加熱を行うウォータチリングユニット、水又はブライン（不凍液）を用いる空気調和用に供するもの以外のチリングユニットを含むもの。	定格冷暖房能力（kW）/定格消費電力（kW） 2.0 以上
		一般・業務用ヒートポンプ式給湯器	JIS C9220（家庭用ヒートポンプ給湯機） JRA 4060（業務用ヒートポンプ給湯機）	（家庭用ヒートポンプ給湯機） 主に家庭における入浴・洗面などに用いる温水の供給設備用に設計・製造した給湯機であって、二酸化炭素（CO2）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を冷媒として用いた電動圧縮式・空気熱源方式のヒートポンプ・貯湯タンク・制御機器・リモコンなどで構成するもの。 （業務用ヒートポンプ給湯機） 業務用建物における洗面・入浴・洗浄など衛生用途に用いる給湯設備のために設計・製造された給湯機であって、二酸化炭素（CO2）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を冷媒として用いた電動圧縮式ヒートポンプ方式のもの。	現行の省エネ基準達成率100%以上※
		高性能ボイラ	JIS B8201（陸用鋼製ボイラ構造）、JIS B8203（鋳鉄ボイラ構造）及びJIS B8222（陸用ボイラ熱勘定方式）で定める陸用ボイラ、JIS B8417（真空式温水発生機）、JIS B8418（無圧式温水発生機）	（陸用ボイラ） 陸用鋼製・鋳鉄製の蒸気ボイラ及び温水ボイラ（陸用ボイラ）並びに附属設備及び附属品（車両用及び移動式のもの、電気ボイラ及び油だき温水ボイラ等を除く。）であって、火炎・燃焼ガス・その他の高温ガスによって、蒸気又は温水を発生させるもの。 （真空式温水発生機・無圧式温水発生機） 灯油・A重油・都市ガス又は液化石油ガスを燃料とし、定格出力が46.5kW以上のもので、主として、給湯、暖房及び循環加温などに用いる真空式温水発生機又は無圧式温水発生機。	ボイラ効率90%以上
熱電併給設備	更新	高効率コージェネレーション	JIS B8123（コージェネレーションシステム用語）で定めるコージェネレーションシステム	単一又は複数のエネルギー資源から、電力（又は動力）及び有効な熱を同時に発生させ、供給及び利用するシステムであり、主要機器としてコージェネレーションユニット（原動機・発電機・排熱回収装置などからなる装置）、系統連系装置、排熱利用装置などからなるもの。	総合効率75%以上又は発電効率30%以上
電気制御設備	更新	変圧器	JIS C4304（配電用6kV油入変圧器） JIS C4306（配電用6kVモールド変圧器）	（配電用6kV油入変圧器） 一般の受配電の目的に用いる特定機器に対応した、ビル・工場などにおいて、配電電圧6kVから使用機器に合わせて600V以下の低電圧に降圧するために電気の需要家が受配電設備として設置する油入変圧器であり、単相10kVA以上500kVA以下及び三相20kVA以上2,000kVA以下、定格周波数は50Hz又は60Hzのもの。 （配電用6kVモールド変圧器） 一般の受配電の目的に用いる特定機器に対応した、ビル・工場などにおいて、配電電圧6kVから使用機器に合わせて600V以下の低電圧に降圧するために電気の需要家が受配電設備として設置するモールド変圧器であり、屋内用自冷式のもの（単相10kVA以上500kVA以下及び三相20kVA以上2,000kVA以下、定格周波数は50Hz又は60Hz）。	現行の省エネ基準達成率100%以上※
		産業用モータ	JIS C4034（回転電気機械）で定める電動機から構成されるモータ単体、ポンプ、送風機、圧縮機であり、インバータ制御の機能を有するもの	車両用回転電気機械を除く各種の電動機であり、インバータ制御の機能を有するモータ単体、ポンプ、送風機及び圧縮機。	現行の省エネ基準達成率100%以上※

別表 1 (第 3 条関係)

設備区分	対象区分	設備の種別	規格	概要	省エネルギーに関する基準等
窓	更新	複層ガラス、真空ガラス及びサッシ	JIS R3209 (複層ガラス) JIS R3225 (真空ガラス) JIS A4706 (サッシ)	建築物の外壁の窓として使用する木製、樹脂製、アルミ木複合製又はアルミ樹脂複合製のサッシ (天窓は除く。) であり、複層ガラス (ガラスが 2 枚のみの場合は、Low-E ガラスに限る。) 又は真空ガラスを有するもの。建築物の窓として使用する複層ガラス単体 (ガラスが 2 枚のみの場合は、Low-E ガラスに限る。) 又は真空ガラス単体を含む。	熱貫流率 $2.33 \text{ (W/m}^2 \cdot \text{K)}$ 以下

※ エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和54年法律第49号) に基づく省エネ基準 (トップランナー基準) がない場合は、エネルギーコスト削減効果 (通年エネルギー消費効率: A P F、固有エネルギー消費効率: 発光効率、年間加熱効率、年間消費電力量の削減効果等) が更新前の設備より高くなっていること。



別表2 (第3条関係)

補助対象経費	補助上限額	補助金の額
<p>次に掲げる経費のうち、知事が適当と認めたもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 設備費（購入、製造、据付等に必要な経費をいう。）</li> <li>2 工事費（補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事及び設計に必要な経費をいう。）</li> <li>3 処分費（既存設備等の撤去・処分に必要な経費をいう。ただし、更新前の設備の処分に当たり、収益を得られた場合は、当該収益額を控除する。）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 病院の場合 3,000 千円</li> <li>2 診療所の場合 300 千円</li> </ol>	<p>次に掲げる額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と補助上限額とを比較して少ない方の額</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額</li> <li>2 補助対象経費の実支出額</li> </ol>